

宮川流域ルネッサンス協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宮川流域ルネッサンス協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、住民・企業・行政が協働して、宮川流域の豊かな自然・歴史・文化を保全・再生しながら地域の活性化を図り、宮川と共に生きることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、流域関係7市町、三重県及び国関係機関並びにこの会に賛同する者をもって組織する。

(協議会の行う事業・活動等)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業、活動等を行う。

- (1) 地域住民による自主的な活動の支援
- (2) 行政間の連携による広域的な推進の調整
- (3) ルネッサンス協議会主導による事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業・活動等

第2章 総会及び役員

(総会)

第5条 協議会は、前条に規定する事業を推進するため、総会を開催する。

- 2 総会は、会長が招集し議長となる。
- 3 総会には、会長が必要と認める者を出席させることができる。
- 4 総会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。また、議事は、出席委員の半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の構成)

第6条 総会は、委員及び特別委員をもって構成する。

- 2 委員は別表に掲げる者及びこの会に賛同する者で、総会の承認を得た者とする。
- 3 特別委員は、個人、団体、法人の代表及び国関係機関の者とする。
- 4 委員及び特別委員が総会を欠席する場合には、委員及び特別委員が指名する者を代理として出席させることができるものとする。

(役員を選任)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、前条に掲げる者の互選により選任する。
 - 3 監事は総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、その職務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 監事は、協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとする。また、補欠の役員の任期は前任者の残存期間とする。

(幹事会)

- 第10条 協議会の業務を補佐する機関として、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は委員、特別委員が所属する機関内及び、個人、団体、法人の代表から指名する者をもって構成する。
 - 3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。
 - 4 幹事長は、幹事の互選により定める。
 - 5 幹事が事情により幹事会に出席できない場合には、幹事の指名する者を代理として幹事会に出席させることができるものとする。

(住民・企業等の参画)

- 第11条 協議会は、地域主導の協働を進めるため、住民、企業等に、広く意見を求めるものとし、意見を施策に反映するものとする。
- 2 広く意見を求める場として、円卓会議を設置する。なお、円卓会議の開催にかかる規定については別途定めるものとする。
 - 3 必要に応じ、地域での懇談会を実施する。

第3章 事務局

(事務局の設置)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(事務局の位置)

- 第13条 協議会の事務局は、三重県伊勢庁舎内に置く。

第4章 財務

(経費の支弁方法)

第14条 協議会の経費は、流域関係7市町及び三重県の負担金並びにその他の収入をもって支弁する。

2 前項の規定による負担金の額については、総会で定める。

3 協働の事業を進めるにあたり、広く賛助を募れるものとする。なお、賛助にかかる規定については、別途定めるものとする。

(事業計画及び予算)

第15条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会の承認を得る。

(事業報告及び決算)

第16条 協議会の事業報告及び決算書類は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得る。

第5章 補 則

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、協議会発足の日から施行する。
- 2 この規約は、平成12年 8月25日から施行する。
- 3 この規約は、平成13年 4月25日から施行する。
- 4 協議会の設立当初の会計年度は第14条の規定にかかわらず協議会発足の日から開始する。
- 5 この規約は、平成14年 4月25日から施行する。
- 6 この規約は、平成15年 4月24日から施行する。
- 7 この規約は、平成16年 4月21日から施行する。
- 8 この規約は、平成17年 4月19日から施行する。
- 9 この規約は、平成18年 4月25日から施行する。
- 10 この規約は、平成19年 4月26日から施行する。
- 11 この規約は、平成20年 4月24日から施行する。
- 12 この規約は、平成21年 5月21日から施行する。
- 13 この規約は、平成22年 5月25日から施行する。
- 14 この規約は、平成23年 3月28日から施行する。
- 15 この規約は、平成24年 6月 4日から施行する。

- 16 この規約は、平成25年5月29日から施行する。
- 17 この規約は、平成26年5月29日から施行する。
- 18 この規約は、平成27年5月26日から施行する。
- 19 この規約は、平成28年6月1日から施行する。
- 20 この規約は、平成29年5月29日から施行する。
- 21 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 22 この規約は、平成30年6月1日から施行する。

別 表

委員（規約第6条第2項、第3項）

種 別	区 分	職 名
委 員	市 町	伊 勢 市 長
		多 気 町 長
		明 和 町 長
		大 台 町 長
		玉 城 町 長
		度 会 町 長
		大 紀 町 長
	三 重 県	地 域 連 携 部 長
		松 阪 地 域 防 災 総 合 事 務 所 長
		南 勢 志 摩 地 域 活 性 化 局 長
特 別 委 員	個人団体法人 の代表	個人、団体、法人の代表幹事のうち 1名
	国 関 係 機 関	国 土 交 通 省 三 重 河 川 国 道 事 務 所 長
		林 野 庁 三 重 森 林 管 理 署 長

幹事会（規約第 10 条第 2 項）

区 分	職 名
市 町	伊 勢 市 情報戦略局企画調整課長
	多 気 町 企画調整課長
	明 和 町 防災企画課長
	大 台 町 企画課長
	玉 城 町 総合戦略課長
	度 会 町 まちづくり推進課長
	大 紀 町 企画調整課長
三 重 県	地域連携部 地域支援課長
	松阪地域防災総合事務所 副所長兼地域調整防災室長
	南勢志摩地域活性化局 副局長兼地域活性化防災室長
個人・団体・法人の代表（若干名）	宮川流域案内人の会運営委員から幹事に選出された者
国関係機関	国土交通省三重河川国道事務所調査課長
	林野庁三重森林管理署尾鷲森林事務所地域統括森林官
	農林水産省東海農政局農村振興部設計課水利計画官
宮川流域 ルネッサンス 協議会	宮川流域ルネッサンス協議会事務局長

規約第17条により別に定めるものは、下記のとおり定める。

1. 第14条第2項の規定による負担金の額

県及び関係7市町の負担金の額は次のとおりとする。

三重県 1,600,000円

市町 1,600,000円

内訳	伊勢市	400,000円
	多気町	200,000円
	明和町	200,000円
	大台町	200,000円
	玉城町	200,000円
	度会町	200,000円
	大紀町	200,000円

2. その他の事項

(幹事会)

第10条第2項にかかる職名等について、組織変更に伴い変更となる場合、変更の日から変更後の職名等に改めるものとする。

なお、規約の改訂については、総会の場で承認を得るものとする。